

令和5年度2月吉日

利用者のみなさまへ

奈良県立藤の木学園

給食料金・光熱水費改定についてのお知らせ

平素より、学園の運営に関しましてご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学園におきましては、子どもたちに安全・安心な給食を安定して提供できるよう、外部の給食業者に業務を委託しております。このたび、契約更新に併せて、給食料金の算定方法の見直し、また、電気・ガス料金の高騰を鑑み、誠に心苦しいお知らせではありますが、令和5年4月より給食料金・光熱水費を下記の通り改定させていただきます。（1ヶ月の給食料金及び光熱水費の合計徴収額は、54,000円が上限となります。）

引き続き、子どもたちに安全・安心な給食を安定して提供できるよう努めてまいりますので、みなさまのご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

給食料金

(単位:円、税込)

	一般料金		食事提供体制加算対象(食材単価)	
	現行	改訂後	現行	改訂後
朝食	370	450	250	250
昼食	490	520	320	320
夕食	570	560	380	360
合計	1,430	1,530	950	930

光熱水費

(単位:円、税込)

	現行	改訂後
光熱水費	320	420

〈参考〉

契約入所の場合 ⇒一般料金が適用されます。

日中一時利用の場合 ⇒一般料金が適用されます。

短期入所利用の場合 ⇒一般料金または食事提供体制加算対象者料金のどちらかが適用されます。(受給者証に記載があります)

以上